

## 第4回日野町議会臨時会会議録

平成29年8月7日

開会 9時04分

閉会 11時21分

### 1. 出席議員（14名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 会議録署名議員

1番	堀江和博	12番	池元法子
----	------	-----	------

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	高橋正一	総務課長	西河均
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保険課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	夏原英男
農林課長	藤澤隆	商工観光課長	外池多津彦
建設計画課長	望主昭久	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代

### 5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山添昭男	総務課主査	角浩之
--------	------	-------	-----

## 6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第51号 工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））
- 〃 4 議第52号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会議の概要

－開会 9時04分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

これより、本日をもって招集されました平成29年日野町議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、九州北部を中心とした集中豪雨で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

－起立－

**議会事務局長（山添昭男君）** 黙禱。

－黙禱－

**議会事務局長（山添昭男君）** 黙禱を終わります。

ご着席下さい。

－着席－

**議長（杉浦和人君）** 次に、町長より開会のご挨拶がありますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第4回臨時議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ますますご壮健にて議員活動にご精励いただいておりますことに対し、お喜び申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

台風5号が接近をしております、九州地方を中心に被害が生じているところでございます。

また、今もご冥福をお祈りいたしましたが、先月の九州北部における豪雨においても引き続き被害が出ておるところでございまして、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。日野町におきましても、今後の台風対策についてしっかりと対応をしまいたい、このように考えておるところでございます。

さて、8月3日に第3次安倍改造内閣が発足をいたしました。首相は冒頭、森友学園問題、加計学園問題、さらにはPKO派遣部隊の日報問題などに言及をされた

ところでございます。それぞれについて解明されることを期待いたしたいと思うところでございます。

また、町内におきましては、7月29日にわたむきの里第4作業所「まほろば」の竣工式がございました。日野の障がい者の方は日野で暮らせるようにという熱い思いで取り組んでいただいているところでございます。中之郷の皆さんをはじめ、こうした取り組みに心より感謝を申し上げる次第でございます。

8月1日には近江鉄道日野駅舎の一部が完成し、駅務部門を再開いたしました。交流スペースにつきましては10月1日にオープンすることとし、竣工イベントも行われることとなっております。上りホームの改修にも引き続き取り組んでまいりたいと思います。

また、8月5日、恒例の氏郷まつり「夏の陣」2017を盛大に開催することができました。多くの人でにぎわい、盆踊りやほかには模擬店、そして最後の花火も立派に夜空に咲いたところでございます。たくさんの方々に納涼の楽しいひとときを過ごしていただけたものと思います。イベント実行委員会をはじめ、関係者の皆さんのご尽力に感謝申し上げますところでございます。

さて、本日の臨時議会は、農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区）に關します工事請負契約、および条例の一部改正についてご審議をいただくものでございます。なお、この条例改正、特別職の給与の減額につきましては、この間、固定資産税の評価漏れ、下水道事業に伴う起債の限度額超過、さらには今回の、提案させていただいております農道整備に係る入札の何回かにわたる中止ということで大変ご迷惑をおかけしたことから、その道義的責任を明らかにするために提案させていただくものでございます。十分なるご審議を賜りまして、適切にご採決をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、堀江和博君、12番、池元法子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第51号から日程第4 議第52号まで、工事請負契約について（農山

漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第51号、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））。

本案は、農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区）を実施するため、同工事の入札を去る7月28日、6者による指名競争入札を行い、8,542万8,000円をもって株式会社大島組代表取締役、大島孝美が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。工事の内容は、別添の参考資料のとおりで、工期は平成30年3月26日となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、日程第4 議第52号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、固定資産税の評価漏れ、さらに公共下水道事業における地方債の限度額以上の借り入れ、また農道整備工事における3度にわたる入札の中止に関し、多大な迷惑をおかけいたしましたことに対し深くおわびを申し上げる次第でございます。この道義的責任を明らかにするため、町長および副町長の給料月額額の10パーセントを減額することとし、本案を提案させていただくものでございます。今後、このようなことが起こらないよう事務処理体制に万全を期し、町民の皆さんの信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは第2委員会室にお集まりをお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

—休憩 9時13分—

—再開 9時39分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第51号から日程第4 議第52号まで、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 皆さん、おはようございます。質疑を行わせていただきます。

議第51号、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））であります。

本日の臨時会におきましては、そもそも7月25日に開催されるとの連絡を受けておりました。しかし、去る7月19日の全員協議会において本日の延期を聞いたものであります。そのときの全員協議会での当局からの説明では、7月20日の3回目の入札においても積算のミスが判明し、入札の再延期、臨時会の延期をお願いしたいとの説明でありました。その席上、積算ミスの内容は、道路のアスファルト舗装工の積算ミスであったとお聞きをしております。

そこで、質疑を行います。先日の7月28日の入札は、5月24日の第1回、6月7日の第2回、7月20日の第3回に続いて、実に4回目の入札であります。なぜここまでの回数を重ねないと入札の執行ができなかったのか。第1回目の入札中止後において、指名業者から積算の過少ミスについて指摘を受けていたのではないのでしょうか。7月19日の全協の中ではアスファルト合材の数量表示にミスがあったという説明を受けておりますので、その間、どうしてここまでの間にミスがあったことに誰1人として気がつかなかったのか。あるいは1回目、2回目のミスの指導事項は別の項目から入札を中止されたのか。大変信じられないような状況でございます。詳細な説明を求めます。

2点目は、今後の対応についてはどのようなチェック体制なり対策を講じようかと決められたのかをお伺いいたします。

以上、2点についての当局の説明をよろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** おはようございます。本日は臨時会の開会、ありがとうございます。今、富田議員よりご質問ありました2点の質問についてお答えさせていただきますと思います。

まず、1点目の4回にわたった入札の経過でございます。なぜこれまで気づかなかったのかというところでございます。ご指摘のとおり、入札の執行にあたりましては、仕様書を業者のほうへお渡ししまして、指摘をいただいております。ただ、1回目、2回目、3回目と、指摘内容についてはそれぞれ別のものございまして、まず1回目については、特に指摘内容を中心に改めて改算をしたというような経過がございまして、2回目、3回目と既に漏れておった内容について気づかなかったというのが大きな要因となったと思います。その中で、今回、この工事につきましては、3年にわたっての工事ということで、全体の設計はできておるんですけども、過去2年間の工事内容を減算しまして数量を出してくるということで、担当のほう

で2人前任がおりましたので、前任等と協議をした中で、減算した中で数量を求めてきたというところでございますが、その肝心の設計にあたって数量の入力の誤りというような内容で、単純なミスということが原因でございます。

まず今回の入札が終わったわけですが、今回の設計に至るまでにつきましては、改算については前任がおりましたものの、目を通していただいて改算をしていただいたというところで、誤りが繰り返されないようにということで、担当課だけではなくて他課の職員でございますけれども、改算を依頼したというところがございます。

済みません、今、答弁の中で4回の中止というような回答をしたように思いますが、3回の中止で4回目の入札でということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 今、富田議員の方から入札の3回の中止にかかわって、今後の対応ということでご質問をいただきました。

農林課長も申しましたように、基本的に単純なミスというようなところでございます。前任者でのチェック、そしてまた他課でのチェックということも今回行ったわけでございますが、今後につきましては、当課農林課だけではなく、再度ほかの目も通しましてチェックをさせていただくというようにさせていただきたいというふうに考えております。その関係によりまして、建設計画課の職員2名に農林課の兼務辞令を8月1日付で出したところでもございますので、どうぞよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 当初に舗装のアスファルト合材の数量ミス、積算ミスがあったというふうに聞いたんですが、これがそもそも第1回目の指摘によって分かっているわけやわな。それを2回目、あるいは3回目と繰り返したのは、どう考えても私はちょっと納得できないんですが、その1回目、あるいは2回目の後に何かの数量のチェック、そして数量の修正、これをなされて2回、あるいは3回目、そして最終4回、これで落札しているんですが、それをされずにやっているんですか。そんなこともないと思うんですが、どうもこのアスファルトの部分だけだというふうに聞いていますので、何が分からなかったのかという点、もう1回農林課長、詳しく言ってもらえますか。2回目、3回目にはまた数量の違う箇所がほかにあったのかどうかということも含めまして。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 富田議員よりご質問いただきました。

今回、4回目の入札にあたっての説明の中で、大きくは合材が抜けていたというようなお話をさせていただいたところでご質問いただいたわけでございますけれど

も、この合材が抜けていた設計につきましては、当初1回目、5月の入札のときからもう既に抜けておりました、そのときには業者からの指摘はございませんでした、その点については。また、6月の入札についても、町の方で気づかずにそのまま仕様をお出しさせていただいているわけですけれども、それについても、2回目のときも業者からの指摘もございませんで、3回目のときに抜けているというような指摘をいただいたところでございます。

先ほどちょっと申しましたように、指摘内容を中心に改めて改算をしたというのが1つの大きな原因だったかと思うんですけども、3回目のときには、担当課だけではなくて前任の職員等の目を通していただいたわけでございますけれども、そういった漏れというものが大きくあったということでございます。大変申しわけございませんでした。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 大体分かりましたけれども、大変お粗末と言わざるを得ないというふうに思います。結局、1回目の中止のときに、何がしかの業者さんからの指摘があつて再積算をやられたはずですので、もう少しそこで深く掘り下げてチェックをされていたらこんなことはなかったのかなということを思います。結局、2回目も3回目も同じような、一番最初に言われた合材が計上されてなかったというのは、本当に何て言うてええかちょっと分かりません。もうここまで来てしまいましたので、今後こういったことがないように万全の体制をとって、こうした臨時会までも延期するということがないように徹底をしていただきたいことをお願い申し上げます、私の質疑を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかにございませんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、いつものように今臨時会も質疑に参加をさせていただきますまして、質問を行わせていただきます。

まず、今、富田議員がただされました議第51号、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））についてお伺いをいたします。

本来でありますと、先ほども富田さんが申されましたが、この工事請負契約は6月議会開会日の6月2日に提案され、最終日の6月23日に可決され、今ごろは重機が動き、土工が行われているはずの事業であります。先ほど富田議員の方から詳しく入札についてのことは尋ねられました。ただ、お聞きいたしておまして、少し疑問に思う点についてお伺いいたしたいと思っております。

チェック体制でございます。先ほどの答弁では分かりかねますのでお伺いをいたします。私の経験上、通常でございますと、仕様書、積算書の積算点検をする積算

者、点検者がいて、その検算、点検が終わってから稟議、役場では合議というんですが、合議になると。どうしてこの検算、点検によるチェック機能が、まさにこれが何回も働いてなかったと、こういうところになります。その点について、チェック機能が働かなかった理由をお伺いいたしたいなと思います。

次に、第2点目でございます。議第52号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これに関しましてお伺いをいたします。

今回の改正は、冒頭、町長から提案説明があったところでございますが、職員の3つの不祥事、1つには家屋固定資産税の評価漏れ、2つには公共下水道事業における地方債の起債限度額を超えた借入れ、3つには山本地区農道整備工事（第3工区）の入札における三たびにわたる仕様書、設計書の違算、このことに対する道義的責任、管理監督者責任として、町長の給料月額を3カ月間、副町長の給料月額を1カ月と18日間、10パーセント減額するための改正であります。平成25年度に続いての繰り返される町民の負託に応えられない不祥事、残念でならないところでございます。平成25年度においても、職員の3つの不祥事を掲げて町長は10パーセントの減額をされました。1つには正野薬店包装場の無秩序解体、2つには職員の団体会計不正支出、3つには今も台風が来ておりますが、この年の9月16日の台風18号時の大雨特別警報の住民不周知、このことに対する管理監督者責任として町長の給料月額を平成26年1月1日から3カ月間、10パーセント減額されております。まさにこの教訓が全く生かされていない、職場間の緊張感の欠如、職員の資質の低下ではないでしょうか。一体どうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

第1点目として、町長と副町長は管理監督者責任として自らを律されましたが、3つの不祥事を起こした職員への処分をいつ、誰に、どのような内容で出されたのか、お伺いをいたします。

第2点目、3つの不祥事、それぞれの発覚後、今後繰り返されないためにどのような対策をいつ、誰に、どのような内容でなされたのか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 蒲生議員よりご質問いただきました工事の起工にあたりましてのチェック体制の件でございます。

通常、設計の積算にあたりましては、工事の設計者、それから蒲生議員おっしゃいましたように、改算者、それから上席の参事、課長というふうに合議は回っていくということでございます。それから最終、総務課の工事担当の方へ回っていくという流れでございます。今現在、農林課の方で担当しております設計者から、当然、改算者へ改算をするように合議をさせていただいて、改算をしているわけでございますけれども、そのチェックについては、基本的にはなかなかその工事を熟知して

おらない者でございますので、数字の設計の計算上のチェックは全てしていただいているわけでございますけれども、工事の中身を熟知しながら、この数量が本当に適正なのかという、本当の改算にあたっての正しい改算ができていたかというところ、そこは疑問があるところでございます、なかなか1人の者が工事を担当するわけですけれども、他の職員がその工事を同じように熟知しながら改算ができる体制ではなかったというのがそのチェック機能の中での大きな原因ではないかというふうに感じているところでございます。それで、2回目、3回目にあたりましては、他課の職員、特に農林の積算を知っている職員という者をお願いをして、今回に至ったというところでございます。

また、先ほど総務課長が申されましたように、兼務辞令をいただきましたので、そういった改算については、農林の積算ができる者に兼務をいただくということで、そういった面でチェック機能を働かせていくということで考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま蒲生議員の方から職員の処分等の内容なり、そして発覚後の今後の対策についてのご質問をいただきました。

まず、処分でございますが、税務関係の固定資産の評価漏れの件と、そして公共下水道事業の起債の限度額を超えた借りに関係した2件でございますが、これは、7月26日に税務課の関係につきましては関係職員4名でございます。そして、公共下水道の関係につきましては、上下水道関係と上席の決裁権者を含めまして5名、計9名につきまして文書訓告をさせていただきました。これは町長からでございます。そして、もう1つでございます。山本の農道の3回にわたる入札中止の関連に関しましては、7月28日に農林課の関係職員2名に対しまして、これも町長名で文書訓告をさせていただきました。計11名、全て文書訓告でございます。

そして、今後の対策でございます。対策につきましては、固定資産の評価漏れにつきましては、対象家屋の把握にあたって、各種収集資料につきまして複数者の確認により漏れがないか今後確認を行うということ、そして、対象家屋の評価依頼通知の送付の際には、確認資料の写しの添付を行い、工事の進捗状況に応じて色分けをするなど、分かりやすい形にしてグループ内で情報共有を行う。また、担当内の職員全員が常時確認できるように所定の場所にて管理を行うということを税務課内で確認をしたところでございます。

また、起債限度額の借りに関係しましては、起債関係の起案にあたりまして町債の借入れ確認書を作成いたしまして、これに対応する限度額等の記載をさせていただきました。今現在、どれだけ借入れをしているかというのが分かるように表記できるような形で回議書を回すようにしたところでございます。

また、農道の入札につきましては、全体を熟知している職員との調整を行うことや、複数の者による改算を行うこと、そして、先ほど申しましたように、他課の職員に兼務辞令を出させていただいて人員体制を整えるという形で、それぞれ体制を整えさせていただいたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、再問を行わせていただきます。

第1点目の工事請負契約についてでございますが、先ほどの回答では工事を熟知している者が改算者にいなかったと、こういうところでございますが、まさにこれは職員の資質の問題になってくるなど、根本的な問題になってくるのかなと思います。チェック体制の強化、兼務で確認し、再発の防止に努めると、こういうところでございますが、今回の場合は何といても三たびもの訂正でございます。これは今日までの教訓が全く生かされてないし、まさに熟知した者がいないと、そういう全くもって答弁になってない答弁をしなければならんということは、それを見て、職場内の緊張感の欠如、職員の資質の低下ではないかな、こういうふう思うところでございます。このことについて副町長と池内総務政策主監にお伺いをいたします。

次に、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再質問でございます。

第1点目でございます。今、処分者11名ということを経理課長からご報告があったところでございますが、犯罪者ではありませんので、処分者の氏名の公表までは求めないところでございますが、なぜ今回、処分を受けた管理職の職名を明らかにされないのか。不都合なことでもあるのかなと、こういうふうに思うところでございます。先ほども申し上げましたが、平成25年9月16日の台風18号時の大雨特別警報の住民不周知に対して、職員の処分時には、9月25日に総務政策主監と総務課長と建設課長の3人に対して当日懲戒処分を行うと、こういう報告をなされております。このときの総務政策主監は現副町長であり、総務課長は現総務政策主監であります。なぜ処分を受けた管理職員の職名を明らかにされないのか。隠蔽することに何かあるのか。隠蔽することが今後の不祥事の防止につながるのでしょうか。お伺いをいたします。

第2点目、複数人で確認し、再発の防止に努める、また分かるような文書を添付して合議に回すと、こういうところでございますが、これらは、一定のことにつきましては私の在職時にも行っていたところでございます。根本的な問題が正されない限りどうしようもないと思います。職員の資質の向上を図るためにはどうすればいいのか。先ほど、副町長も総務政策主監も議案の内容説明に来ておられませんでした。議員全員協議会の席で山田議員が本質に切り込むと、組織、風土に問題があ

の違うか、ここに切り込む必要性を述べられたところでございます。全く同感でございます。不祥事を繰り返さないための対策について、総務政策主監にお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（平尾義明君）** ただいま議第51号のいろんな不祥事についてご質問をいただきました。

職員の資質が低下しているんじゃないかと、こういうお話でございます。常々、主監課長会議におきましては、やはり施策を講じるためにはチーム日野町役場で取り組んでほしいというふうなことと、それと職員がかなり異動し、新規採用者が多いというふうなこともあって、課長以下管理職についてはしっかりと部下を見ていただくように、常々申し上げているところでございますが、今回いろんな不祥事が起こったところでございます。今後におきましても、しっかりと指導するように申し上げているところでございまして、今後もこんなことにならないように努めてまいりたいと、このように今、考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** 蒲生議員から何点かご質問をいただきました。

まず、1点目につきましてでございますが、工事請負契約の3度もの積算のミスということで、こういったものについては一定職員の事務的なものがかかなり含まれているというようなことでございます。私の方もそのように感じてございまして、大変申しわけなく思っておるところでございます。税務課の家屋の評価漏れの件につきましても、起債の予算を超える限度額の借り入れに対しましても、また、積算のミスにつきましても事務的な要素が非常に高いというようなことで、そういったことの対応につきまして、しっかりとできてない部分につきましては、大変申しわけなく思っておるところでございます。

特に今回の件につきましては、先ほど副町長からも答弁をいたしましたように、職員が、そういったことが起こったことに対しまして、しっかりと教訓として肝に銘じて事務を進めていくというふうなことが非常に大切やというようなことで、7月28日には緊急に主監課長会議を開催させていただきまして、副町長からも全ての職員の管理職に対しまして、しっかりとそれぞれの課のチェックをするようにというふうなことで訓示もいただいたところでございます。

そうしたことも含めまして、組織全体でそういった事務的なミスが繰り返されないように、それぞれの職場でしっかりとチェックをしていくということが大切でありますし、またそういった思いで職員として仕事に当たっていくべきというふうな考えをおるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま蒲生議員の方から処分等の内容に関しまして、管理職員の公表というのか、平成25年の例を挙げていただきまして、発表しないのかということをお願いいたしました。

現在、町といたしましては、法律上に基づく処分につきましては公表というのか、個人名は差し控えさせていただいているところもあるんですけども、職名等も含めまして公表はさせていただいておりますが、今回につきましては、文書訓告でございますので、法律上に基づく処分という形ではございませんので、今回の公表に際しましては個人が特定できる職名等の公表は差し控えさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 今の総務課長の答弁は、分かったようで分からない、こういう答弁かなど、こういうふうに思います。そういうふうに答弁したい、私もその立場にいたらそうするかも分かりませんので、総務課長に免じてやめときます。

それでは再々問を行います。

これは非常に大きな問題でございます。6月24日の中日新聞滋賀版に、「地方債限度額超過、補正予算案を否決、日野町議会」との見出しで日野町議会最終日の内容が記されています。記事の最後に次のように記されています。町は融資を受けた地方公共団体金融機構と決めた計画で返済すると、こう記されています。既にお読みになってご存じだと思いますが、議会ではまだ議決をしていない。まだ議決をしていないところでございます。未議決なのに、どうして返済ができるのでしょうか。議会軽視も全く甚だしい、こういう言ではないでしょうか。この言は民主主義の根っこにかかわる大きな問題であります。この点については、町長はいつもそういう考えであろうと思います。この言を發された方に、またその上司にお伺いをいたします。この發言の責任をどうとられるのか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいまの中日新聞の記事の件でございますが、誰がそのことを發したのかは、ちょっと私、今、初めて聞きましたので存じ上げないところでございますので、ちょっと調べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 暫時休憩します。

—休憩 10時16分—

—再開 10時37分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 先ほど蒲生議員から質疑をいただきました、中日新聞の記事についてでございます。

この記事を受けた職員等にも確認をさせていただいた結果を報告させていただきます。先ほどもおっしゃっていただきましたように、この新聞には、町は融資を受けた地方公共団体金融機構と決めた計画で返済するというふうに書いておりますが、職員の思いといたしましては、6月の議会におきまして限度額を超えた違法な状態である借入れ状況を是正するために、補正予算を上げさせていただいたけれども、結果といたしましては特別会計の補正予算を否決という形になったということを受けまして、だったら今後はどうされるんですかということの質問を受けまして、町といたしましては、今現在、否決を受けた段階では、50万円を多く借入れた状況のもとで、今後、返済計画に基づいて返していくしかないというような返答をしたようでございます。しかしながら、本来といたしましては、その違法な状況を是正いたしたく、補正予算の認定を受けるのをお願いしたいというのが思いでございますので、その点、どうぞよろしくお願いたします。

それともう1点、先ほど蒲生議員さんの方から職員の処分等に関しまして回答させていただいた中に、1つ誤りがございましたので、訂正させていただきます。処分につきましては11名の文書による訓告ということを申し上げたのでございますが、その中で全て町長名、町長からということを申し上げましたが、1名だけ教育長から文書訓告をさせていただいておりますので、訂正をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** どう考えてもあの文章は、そういうふうに新聞記事を読めというのは非常に無理があります。これは融資を受けてもとに戻って50万円を含んでない返済であると、誰が読んでもそういうふうに読めるというのは、読み方を非常にうまいこと読めるなと感心をいたしました。国の官僚以上に大した人たちだなど、こういうふうに思います。ただ、もうこれ以上質問することはできませんので、この点は、今、申し上げたようにもう一度きちっと調査をしその意図を、今のようなので、新聞記事に書いてあるのはみんな裏をとってきちっとして書いてあるはずですよ。書いている人、自分も小原さんって名前もきちっと書いて出されている。だから、そういうようなのもきちっと確かめてからまた検討いただければなど、こういうふうに思います。

いろんな不祥事が4年前にもあって、今回もまたある、こういう対策を講じた、こうした、こうした。でも、いつまで経っても不祥事が繰り返されている、こういうところでございます。先ほど、山田議員の全員協議会のこともしました。本質に切り込んでそういう改革、必要性はあるのかなど、こういうふうに思いますので、その点、十分対処いただくようお願いをいたしておきます。これで今議会

の質疑を終えます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 私も議第51号、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））について質疑に入りたいと思います。

今回のこの工事で広域農道と国道477号が開通することにより、利便性がよくなり、通勤の自動車の交通量が増えると考えられます。この道路に隣接する通学路、必佐小学校生徒数334名のうち143名が湖南サンライズの児童であります。広域農道から東側に歩道がある1車線で、道路幅5メートルの道路、滋賀県畜産技術振興センター入り口手前からは道路幅が広くなり、下り坂になったところで今現在も横断歩道を渡り、従来のグリーンベルトの引かれた通学路を通学しております。この道路が開通することにより、その下り坂になるところで横断歩道となるわけなんです、危険で安心して児童が横断できるとは考えられません。また、夏休みになると、小学校のプールに通われる児童が出てきます。1年生から3年生までは保護者に付き添われてプールに来られると聞いております。4年生から6年生までは自分の自転車でその通学路を来て、プールに行く聞いておりますが、その点、この道路が開通することにより、交通量も増え、児童が安心して安全な通学路で通学できるとは考えられませので、交通安全対策についてお聞きいたしたいと思ます。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 谷議員より、国道477と広域農道との沿線が開通するという内容で、交通量が増えるという内容でございます。

児童は、今おっしゃられましたように、町道内池山本線、ちょうど畜技センターから新しく開通します山本農道を横断して通学されるという格好になります。設計の方で見えておりますのが、現在も同じように横断歩道がついておりまして、横断をされているわけですけれども、内池山本線がその新しい農道に90度に接続されるということで、もうちょっと山本の新田の方じゃなくて下側、内池側の方で接続90度になるということで、そのT字路の交差点の手前の方、畜技センター寄りの近いところに横断歩道を新たに設置しようと、路面表示しようという計画に今、なっているとございます。

通行量は当然多くなってくるだろうというふうに想定はされるところでございまして、この農道の設計を県の公安委員会の方に事前には協議をさせていただいておるところでございまして、その中で、今後工事が進みまして、最終、公安との協議をする中で、もう少し交通安全対策の路面表示が必要であるとか、いろんな指示が

あろうかと思います。それに基づいて最終的な路面表示、またはそういった交通安全施設が必要と言われるところは対策をとってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今、課長が申されましたように、横断する位置がちょっと手前、ちょっと離れたところで、そこからまた右折に入るところが離れるから大丈夫みたいなことを言われますが、この横断歩道には、やっぱり子どもが横断されて、下り坂になって車もやっぱりスピードが出てくるところから、もうちょっと前もって考えていかれた方がいいのかなと思うんですが、その点もう少し考えてほしいと思います。

今、課長が申されるように、この道が開通することにより車の往来は激しくなる可能性はあります。それというのも日田にダイフクの寮がありまして、その寮から通勤される方がこの道を通られる可能性が増えてくると想定されると思うんですが、その点も考えておられるのか、おられてないのか。この道を通って通勤されると、また湖南サンライズの中を抜けられる車も増えるんじゃないかと。また野出の方に行って野出の裏から入る道を通る可能性もあると考えられますので、その点はどう考えておられるのか、そのもう2点をお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 谷議員より再質問をいただきました。

町道内池山本線と、新しい農道との接続のところでございますが、90度に接続するというので、ちょうどそこに横断歩道をつけて歩行者が渡るわけですけれども、退避できるスペースができるということで、横断歩道の現在の位置を交差点近くに持ってくるということでございます。畜技センター寄りのところを交差点側に持ってくると、そこに退避所ができるということで、その手前の持ってくるということでございます。

もう1点、交通量は、確かにダイフク等に行かれる方がうまく利用すれば、このルートは通勤コースになる可能性もございますけれども、ちょっとまだそういった予測は、想像はできるんですけども、なかなか今のところ、どういう状況になるかというのはちょっと想定はできないんですけども、その都度、状況に応じて路面表示等の交通安全対策で、いろんな標識または対策なんかで対応してまいりたいという、その都度させていただくことになるかと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 説明は分かるんですが、横断もたまりができて90度に入るから安全とは言いかねると思うんですが、これは横断信号か何かが必要なのではないかなという気はするんですが、この点もちょっと考えていかれた方がいいのかなと思う

んですが。今の道も考えられるということで通行量も増えてくると、また下も上も信号機が必要なところが出てくるんですが、信号機はまだ言うたかてすぐはできないと思うんですが、その点、十分にもっと考えていただきたいと思います。横断歩道、もう信号機がつかないなら、朝、学校の先生に立っていただくとか、また地域アドバイザーの方をお願いして、その通学時間だけは立って横断をしてもらおうとかしないと物すごく危険だと私は思うので、その点注意していただいて、進めていっていただきたいと思います。これは道ができてから考えるいうたかてもう見えることですので、もっと重視していってほしいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** それでは、私も議第51号に関連したことも含めてお尋ねしたいと思います。既に何人もの方がお尋ねしていらっしゃると思いますので、重複するところは割愛させていただこうと思います。

まず、この議第51号、農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区）の入札の件についてでございますけれども、何度も皆さんおっしゃっていますように、これは、本来は6月議会にて審議されるはずのものであったわけでありまして、5月24日の入札できちんとできていればそうなったはずですけども、当局の方で積算ミスがあったということで、6月7日にももう一度入札があったわけですけど、これもミスがあって成立しなかった。そして、7月20日にあったわけですけども、これもミスで成立しなかったわけです。この7月20日できちんとできるはずだったということで、私たち議員の方にも7月25日に臨時議会を行うということで、この臨時議会自体も、本来は必要なかったはずの臨時議会で、この議会に対する招集は私たちにもかかりましたけれども、これもミスがあったということで、結局は7月28日の入札でやっと落札されまして、今回、臨時議会が開かれているわけです。

先ほどから皆さんがおっしゃっていることは、これ、非常に重大な問題だと思います。ですけど、これプラス私が思いますに、今まで他の自治体の議会などを見ておりましたも、一度招集がかけられた議会がこのような形で中止、延期されるというのは、私の知る限りでは聞いたことございません。これ自体も非常に大きな問題ではないかと思います。この辺、どのようにお考えになっいらっしゃるかということもお尋ねしたいと思います。

また、この山本地区の農道整備工事に限らず、先ほどからお話も出ておりますけれども、今回、わずかな期間に公共下水道事業における地方債を議会で議決した限度額4,260万円を超えて借入れを起こしてしまったこと、さらには固定資産税の評

価ならびに課税漏れがこの3年間で16件も発覚したことなど、ちょっと通常では考えられないようなミスが続いております。特に、固定資産税の課税漏れにつきましては、16件中11件が法人の物件というふうに伺っております。中には町外に本社を持ち、私たちの誘致に応じて日野へ進出してくださった企業も含まれているというふうに聞いております。これらの法人さんは当然、決算ももうとっくに終えておられますし、株主総会なども経て、それを新聞紙面などで公表もしていらっしゃるかと思います。このようなことが起こると、本社決算も含めて企業全体に影響が及びます。一旦このように決算が出てしまった後になってから、例えば追徴課税があったとか、脱税があったとか、こういう問題ならば何か方法もあったのかもしれないけれども、請求自体が来ていないものをどのようにされるのか、ちょっと私も検討つかないわけです。

このようなミスが続く背景には、担当者個人の問題を超えて、日野町役場内の管理体制に大きな問題があるのではないかとというふうに思います。いずれも、何人もの責任者の目でチェックされて、確認の印も押されているはずでございます。和気あいあいとした職場づくりはとても大切だと思いますし、そのような中で職務への意欲や帰属意識というものも生まれてくるのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、他方、縦方向でもしっかりした管理システムと緊張感がなければ、行政として周囲への模範となる、責任ある実務遂行はできないというふうにも思います。藤澤町長が今回で4期目、14年目を迎えられるわけですが、そのような中で、緊張感の欠如であるとか、先ほどからも出ておりますように、なれ合い的な空気に職場が支配されていないかということが非常に心配になります。この点についてお伺いしたいというふうに思います。

今までも、昨年がこうだったから今年もこうだという、漠然としたようなことで予算が立てられていたり、また、前任者がこうだったからということで漠然とそれを引き継いでいたり、こういったことをちょこちょこ目にする機会がございますけれども、そのような流れというのも非常に、これ、危険信号じゃないかなと、行政さんのお仕事としては危険信号が出ているのではないかとというふうに私は感じます。また、このような山本地区の農道整備工事のような積算ミスというのは、今回は農林課さんでしたけれども、農林課さんに限らず、過去にも例があったのかどうかということもお伺いしたいと思います。

もう1つ、先ほど蒲生副議長が中日新聞の記事についてお話しされましたけれども、私もこれは非常に気になっていた問題でお尋ねしようと思っておりましたけれども、今、お尋ねして下さいましたので、これ自体は割愛させていただきます。ただ、その中で、この記事があったことをご存じですかとお伺いされたときに、行政の幹部の方々がこの中日の滋賀版に掲載されていたこの記事を読んでいらっしゃる

ないんだったら、これもまた非常に私は問題じゃないかなと思いますし、もし読んでいらっしゃっても、何も気づかずに読み流してしまっていたらしゃったのであれば、これこそまた記事の意味するところに気づいていらっしゃらないいうことで、やっぱり緊張感の欠如じゃないかなというふうに思います。この辺について当局の方のお考えであるとか所見をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま後藤議員から、何点かご質問をいただきました。

まず1点目でございますが、臨時議会の中止につきまして、ほかの自治体を見ても例がないということでございます。私もこれはあってはならないことだというふうに考えております。しかしながら、ご存じいただいておりますように、臨時議会におきましては、提出案件につきましては、まずもって告示をしなければならないという形、特定の案件をお願いするという形になっておりますので、今回はこの1点だけでございましたので、この3回目の入札におきましては7月20日が入札で、議運が7月21日に決めていただいております。そして、臨時会が25日ということでございますが、その違算が分かりましたのが多分7月14日の金曜日だったのかなというように記憶をしております。その時点で何とか臨時議会に間に合わせるように、再度入札の方を実施するべく対策を考えたいんですけども、どうしてもこの入札に関しましては金額が大きいということもございまして、見積もりをとる期間が最低でも10日間要するというところがございますので、相当見積もり期間を縮小することは業者にも迷惑をかけますのでできないということになりまして、臨時会の中止をやむなくお願いしたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと、このいろんなミスに関連いたしまして、今回、3件の不適切な事務処理が続いたわけでございます。前例踏襲でやっているのではないかとということと、また管理体制等も問われているところでございます。この点につきましては、職員一同肝に銘じまして、今後、職務に当たっていきなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、入札の関係で、違算につきましては過去にもあったのかということも質問をいただいたわけでございますが、過去にさかのぼりますと、違算による入札の中止ということもあったようにも記憶しておりますが、それがいつであったかということは、ちょっと今すぐにお答えはできないんですけども、そんなにたびたびはないんですけども、以前にもあったのではないかと記憶をしております。

あと、先ほどの中日新聞の記事でございますが、私も中日新聞が6月議会の終了

の後、取材に来ておられたのは承知しておったんですけども、ちょっとその後の記事につきましては目を通しておりませんでしたので、申しわけございませんでした。今後、新聞記事等を注視しながら業務に当たりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** この違算の問題、積算ミスの問題につきましてもですけども、チェックは多分お一人だけじゃなくていくつかのチェックをくぐって出てきているんだというふうに思いますけれども、これ、もし民間でしたら、手形などを例にとりますと、手形の裏書というのがございますけれども、裏書きをした場合、最後に裏書きした人が一番責任が重いわけですね。後から書いた人の方が責任が重くなっております。やはりこういったものにおきましても、チェックしてチェックして、最後に判こを押す方がやっぱり一番責任が重いのではないかというふうに思います。こういうときにちゃんとチェックを行われるような体制というのは、見て、目を通してあるんじゃないかと、チェックというのはやっぱり正しいかどうか1つ1つしていただくことでございますので、非常に重い責任を持っていらっしゃる方に緊張感を持って当たっていただきたいなというふうに思うわけです。これ、民間同士のお取引でしたら、これだけ短期間に立て続けにこういうことが起こりますと、お取引ができなくなってしまうということも十分あり得るというふうに思いますので、その辺をぜひ肝に銘じていただきたい。

今、総務課長がおっしゃったように、そういうふうに思うわけでございますけれども、それではその緊張感を維持するためにどのようにしていこうと、具体的に、こういうミスが続いた直後にどういうふうにご検討されたのかも伺いたいと思います。今、ご答弁いただいたことは、全協も含めて何度も伺っているわけですけども、余り正直言って、私、その中で具体性を見出せませんので。「こういうことが二度とないように肝に銘じます」「以後は気をつけます」、これは誰でも言えるわけですけども、やっぱりこういうことがあると、先方さんに迷惑をかけるだけじゃなくて、これは日野町の恥でもありますので、こういったことがないように、どのような対策を立てていかれるのかということ、緊張感を持つという意味で教えていただきたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** このもろもろの事件の後でございますが、先ほど総務主監からも申しましたように、7月28日には緊急の主監課長会議を開かせていただきまして、副町長の方から訓示をいただいておりますし、そしてまた、先ほども申しましたように、再発防止というのにつきましても、各担当課の方でそれなりの今後に対応する対策につきましても出していただいております。これを職員全員が共有する

形で今後は進めていかなければならないのかなというふうに感じておりますが、具体的にというのは、今後またどういう形で行うのかというのは、また検討もさせていただきたいなというふうに思っております。今の段階では、とりあえずこのような形でしか取り組みは今のところはさせていただいていないところでございますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 先ほどの中日新聞の件でもそうなんですけれども、やはり先ほどお話ししましたように、この日野町の職員さんというのは200人ぐらいいらっしゃるわけですので、その方お一人おひとりがやっぱり緊張感を持って、ある意味では、町の行政に携わっているという気持ちを役場にいないときでも持っていたらいいぐらいの気持ちを持っていただく必要があるんじゃないかなと思います。その方々のどなたがこの記事を読まれても、これはおかしいと思わなければ、逆におかしいと思います。先日、近江八幡市の市長さんがまだ庁舎の建てかえについて否決も可決もされていない段階で否決されましたというようなことを行政から出ている広報に書かれて問題になりましたけれども、あんまりそれと変わらないような気がいたします。こういったことに対して、一人ひとりの職員さんが緊張感を持って当たっていただけるように、ぜひ今後ともお願いしたいと思います。

もう質問はいたしませんけれども、本当にこういうことが続きますと日野町民として恥ずかしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私も議第51号、工事請負契約について、どなたからもちょっとお尋ねがなかったので、1点だけ確認させて下さい。

簡単にご質問しますが、当初なぜ7月20日が入札、それから7月25日が臨時会という、今ほどの総務課長の答弁でも7月19日の議員全員協議会でも同じ答弁をいただきましたが、なぜそもそもやり直しがきかない20日、25日というスケジュール立てでもよいと思われたのか。それをお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 20日入札、そして25日臨時会、なぜそれを了としたかということかと思うんですけども、ご存じいただいていますように、臨時会につきましては特定の議案という形をお願いしているところもございまして、事前に臨時会の日程等を決めていただくということもございまして、それも含めまして20日、そして議運の開催期日等もあわせまして、その期間ということで入札を決めさせていただいておったところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** いや、今お聞きしたいのは、先ほど総務課長からご答弁いただいたとおり、10日間以上の見積もり期間が要るとかということ、もともと20日と25日というスケジュール立てではやり直しがきかないんですよね。そういうことは当然、事前に想定していてもおかしくない話とは思いますが、にもかかわらず、なぜ20日、25日というスケジュール立てでよしとされたのか、それをお聞かせいただけますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 私、ちょっと質問の趣旨を理解しておりません、申しわけございません。

当然、入札を終えた後でしか議会に諮っていただけないというのがございますので、今までの前例、前例と言うとまた叱られるかも分かりませんが、今までにつきましては、予定した入札日に落札されるだろうという予測のもとで動いておりました。ということもございまして、この入札が不調になるということを前提としない形での入札から臨時議会の日程というのをとらせていただいた結果が、こういうふうになったということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 再々質問はしませんが、先ほど後藤議員からありましたように、本来6月議会で提案されるべき議案が、これだけで臨時会をすることになったと。それだけでも多分結構大きな話だと思うんですよね。だから、何が何でもやり切るという意識があれば、たとえ誰かがこの日程でいこうというふうに言ったとしても、もう極論で言えば議会だからそうしようと言ったとしても、執行部の誰かが、いや万全を期すためにこういうスケジュール立てで考えさせてほしいと、現に今日8月7日に臨時会をやっているわけですから、そういうことも考えられたはずです。執行部の誰かからそういう話が出てきても決しておかしい話ではなかったと思うんです。そういう問題意識とか気づきが生まれず、生まれたとしてもそれが反映されないということがそもそも、先ほどの全員協議会で申し上げた組織風土の話なのかなというふうに思っています。したがって、この一連のことをきっかけに、そういうことに気づいていただいて、検証、見直しをされることを期待申し上げて、私の質疑は終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは、私も端的に質疑をさせていただきます。

議第51号、工事請負契約についてでございますが、2点ございまして、1点目でございますが、今回、業者さんからのご指摘で積算ミスが3度あったということだ

と思うんですけれども、こういったことというのは一般的に積算ミスがあるとかということ、過去も含めてあるようなものなのか農林課さんにお伺いしたいのと、申しわけないんですが、建設計画課さんにもそういったことが一般的にあるようなことなのかというのを1点目にお伺いいたします。

2点目は、今回の1件は町行政と業者との信頼関係にもかかわることと存じます。入札業者さんから今回のことで苦情といいますか、そういったことが実際にあったのかどうか、2点目にお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 堀江議員より質問をいただきました。こういった違算は過去にあったのかというところでございます。

一般的に、入札にあたりまして仕様書を指名業者さんにお渡しした中で、質問書をいただくことになっております。その質問書の回答を一斉に業者さんにさせていただく中で、業者さんとの考え方の違いで消化される部分もございすけれども、今回のような、明らかに町の方の積算が誤りだったということで工事自体が成り立たないというような場合は、私が農林課にいるときにつきましては今回が初めてなんですけれども、過去にはあったというようなことで、成り立たない場合は中止させていただくというようなことでございます。工事自体が成り立って後々の工事の中で変更できる場合と、全く成り立たない場合ということで判断をさせていただいている、質問書の中で回答させていただいているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 苦情はなかったんか。

**農林課長（藤澤 隆君）** 今回の件について、業者さんの方から苦情については直接聞いておるところではございません。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 堀江議員から入札の件に関してご質問いただきました。

建設計画課におきましても、議会案件でございませませんが、過去にはこのようなことがございました。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 1点目のご質問で、過去にもありますし、当局で吸収といいますか、対応されていた部分って、実際には、業者さんの方にお伺いしたことがあるんですけれども、よくあると。そういうことは、やっぱり積算ミスとかというのはあると。ただ、今回立て続けということもあって、そして議会とも大きく絡んだということで、大きな問題化してきたことだと思います。ただ、やはりこれがいいということではないと思いますので、今回の道路関係の工事もそうですし、あらゆる入札関係においては、今後こういうことがあると、また議会では必ず問題化してく

るかなと思いますので、再度全ての入札関係におきましても、細心のご注意を払っていただくことが一番大事なことじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の、苦情がないということに関しましても、入札業者さんはある意味お仕事でありますので、なかなか当局に強く言えない部分もきっとあると思いますので、こちら側でしっかり緊張感を持って、信頼関係の修復も含めてお取り組みをいただきたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第51号から日程第4 議第52号まで、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件について、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第3 議第51号から日程第4 議第52号まで、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

日程第3 議第51号から日程第4 議第52号まで、工事請負契約について（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第51号から議第52号まで、工事請負契約につい

て（農山漁村地域整備交付金農地整備事業山本地区農道整備工事（第3工区））ほか1件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案させていただきました議案2件につきまして、原案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございます。質疑の中で何人の方からご意見を賜りましたけれども、今回の入札が3度にわたり流さざるを得なかった、こういうことも含めて税務課の問題、さらには公共下水道の問題をはじめとして職員の中にたるみがあるのではないかと、こういう厳しいご指摘をいただいたところでございます。こうした点につきましては、職員全員しっかりと信頼を取り戻し、職務に精励をするように改めて指示をいたしたいと思っておりますし、私自身もそういう思いで仕事に邁進をしてみたい、このように考えておるところでございます。

なお、山本地区の農道整備につきましては、安全第一に工事を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

議員各位におかれましては、本当に公私ともご多用の中、今回の議会に臨んでいただきまして。まだ暑い日が続くと思いますが、健康に留意いただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でご活躍されますことを心よりご期待申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成29年第4回日野町議会臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

**議長（杉浦和人君）** ご苦勞さまでございました。

—閉会 11時21分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 堀江 和博

署名議員 池元 法子